

日本災害食 認証申請に関する手続き・料金

認証申請手続きの流れ (認証基準および補足説明を参照すること)

申請事業者	認証事務局 (日本災害食学会)
1.申請書類(Excel)・資料をメール添付/大容量データ送信サービス (宅ふぁいる等) で認証事務局へ送付 宛先アドレス ninsho@telepac.jp	
	2.受理番号通知発行、審査料請求 書類不備 (記載不十分、資料不足等) が判明した場合、合わせて連絡
3.商品サンプルの送付 メールで送信済の申請書の出力に押印したものを同封	
	4.認証委員会による審査会議開催 (年 4 回及び臨時開催) 基準を満たしていると判断された場合は、認証決定
	5.審査結果通知 認証決定の場合はさらに 9 へ
6.審査結果通知に対する応答 不足資料の提出、要請に応じた説明ほか 応答期間 3 か月とする。 *再検査等で 3 か月以上を要する場合は連絡すること 期限までの応答がない場合は取り下げとみなし、データ抹消 (後日再度申請する場合は新規申請となる)	
	7.審査会議開催・審査結果通知
8.上記 6 に同じ	
	9.認証決定通知、登録料請求
10.登録料入金	
	11.認証番号通知、ロゴデータ付与

認証申請書 (Excel) 記載上の注意及び認証申請の準備

(申請書内にチェックリストがあるので確認に用いること)

1. 日本災害食認証申請書の記載について		
様式	名称	記載事項、添付書類等*
様式 1	日本災害食認証申請書	申請者名：決裁権を持つ者 (役員、代表取締役など) 価格：希望価格、参考価格など具体的な数字を記入 申請企業と「販売者」「製造者」が異なる場合は会社名、住所を記載
様式 2	申請食品の説明及び開	申請担当者：事務局と直接連絡を行う担当者

	発・運用の体制	製造委託をしている場合は、委託先がどのような品質管理をしているか、及びその委託先の管理方法等自社の取り組みを記載する。
様式 3	製造設備の設置場所	
様式 4	設備に関する資料	製造フロー図添付。 個別に製造機械の名称（一般名称でも可）、機械の型番（任意）、製造社名（任意）、主な仕様・性能（概略寸法、消費電力、精度、製造数量/単位時間等）の記載が必要。
様式 5	衛生管理に関する資料	該当する衛生管理体制を示し、それを証明する書類（コピー可）。 または、HACCP に沿った衛生管理計画と保健所検査結果の複写（衛生管理計画の責任部門の明記が必要）。
様式 6	品質説明資料	
様式 7	保存性説明資料	賞味期間を決めたプロセスを明確化する。 < * 保存性に関する参考資料参照 > ・ 保存試験に関する資料（規定する機関又は品質保証体制が確立されている自社の試験部門で実施したもの） ・ 保存条件（温度、湿度、場所、期間等） ・ 検査項目(この中で微生物検査と官能検査、必要に応じて理化学検査を実施) および判定基準 ・ 検査結果 ・ 試験結果に基づく結論 保存期間の短縮等を行った場合 加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献（該当部分の複写）などの資料を添付する。 また、認証後、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。
様式 8	保管・輸送性及び容器包装説明資料	写真や図を貼る。
様式 9	栄養に関する説明資料	社内・社外を問わないが、栄養分析の結果データか、計算値等の根拠の説明が必要。
様式 10	災害時の役立ち度に関する説明資料	要配慮者：災害時に、どういう人の役に立つのかを記入。 認証ロゴの使用場所：商品、カートンについて。（予定でも可）文章あるいは予定図でも可。
2. 製品サンプルについて		
サンプル数量	個食は各 5 個。 炊出し用など大人数用商品は応相談	

同梱品	<p>①カートンについては、災害時の積載強度を確認するため、スペックおよび写真、あるいは現物を同梱すること</p> <p>②認証ロゴマークを使用した製品、カートン、パンフレット、ホームページのコピーなどをサンプルとして各1個（部）ずつ、もしくはそれと同等の写真を提出する。</p>
-----	--

### 認証取得後の変更・更新

\*変更申請は、最新の認証済み申請書 (Excel データ)をベースに、変更箇所を判別可能に赤色等に変えて修正を行い、該当様式のシートの見出しの色も変えること。

手続き	様式	内容
<b>【変更】</b> 包装デザイン 原材料 製造設備の場所・製造設備 その他保存性に関わる変更  *認証番号・期間は変わらない	様式1	「変更」をチェック、（ ）に理由等を記入 デザイン変更のみ：書類提出のみ。 *法律に基づいた表示変更は該当しない。 原材料、製造設備の場所及び製造設備、保存性に関わる変更は要審査。
	様式3	製造設備の設置場所について記載
	様式4	製造設備の変更について記載、 製造フロー図を貼付。
	様式7	保存性に関わる変更
	様式8	変更したデザイン、 表示等の変更が判別できるように図・写真を貼付する。
<b>【更新】</b> 認証期間満了（5年間）後、変更がなく認証登録を継続する場合	様式1	「更新」をチェック。 担当者・連絡先の変更があれば変更し赤色等に変える *更新の申請は認証期限の1年前から行うことができる。

### 費用

新規申請時	審査料 1品目5万円、同一設備の生産品追加1品目につき1万円 登録料 1品目5万円、同一設備の生産品追加1品目につき1万円
変更時	<b>【審査が必要な場合】</b> 審査料 1品目5000円
更新時	登録料 1品目5万円、同一設備の生産品追加1品目につき1万円 *日本災害食学会の法人会員は無料
2通目以降の認証通知書の発行	手数料1000円